

生駒市条例第13号

生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月18日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の育児休業等に関する条例及び生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)」が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員)を「3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員)」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児

休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親である者に限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第19条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第20条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員」に改め、

「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、「（災害その他避けることのできない理由による臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の生駒市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の生駒市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

3 第2条の規定による改正後の生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務の制限を請求する1の期間の初日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、任命権者の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。